

(介護予防) 居宅サービス事業
(介護予防) 地域密着型サービス事業
介護予防・日常生活支援総合事業

重 要 事 項 説 明 書

【令和6年4月1日改訂】

医療法人 富田会

(介護予防) 通所リハビリテーション	コスモス苑
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	あじさい苑
地域密着通所介護	たんぽぽ苑
介護予防・日常生活支援総合事業	

① コスモス苑

TEL (0736)62-6689

たんぽぽ苑

TEL (0736)62-7200

あじさい苑

TEL (0736)67-7005

(各事業所営業時間帯、あじさい苑は終日)

② 在宅介護専用携帯電話 (営業時間外)

TEL 090-9700-8142

(介護予防) 指定通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業者の概要

- (1) 事業者の名称 コスモス苑
- (2) 事業所番号 3071200335
- (3) 事業所在地 和歌山県岩出市紀泉台2番地
- (4) 電話番号 0736-62-6689
- (5) 管理者 富田 崇文
- (6) 利用時間帯 月～土 9:00～16:00 (祝祭日はサービス有り)
年末年始(12/30～1/3)休業
- (7) 利用定員 49名定員
- (8) 実施地域 岩出市、紀の川市(打田・貴志川・桃山地区)、和歌山市

2. 職員の体制

介護保険法による人員基準に基づき、下記の職種の職員が勤務しております。

医師	常勤兼務	1名
看護職員	常勤専従	1名
	非常勤兼務	3名
理学療法士	常勤専従	2名
	非常勤専従	1名
あん摩マッサージ師	常勤専従	1名
介護職員	常勤専従	3名
	非常勤専従	6名
	非常勤兼務	7名
事務職員	非常勤兼務	1名

3. 運営の基本方針

3-1. 通所リハビリテーション

通所リハビリテーション事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

3-2. 介護予防通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図ります。

4. 利用料

下記料金について（4・3は除く）、介護報酬単価の1割負担分を記載しております。一定の所得のある方は、2割又は3割負担となります。（介護負担割合証の提示をお願いします。）

4-1. 通所リハビリテーション

【基本利用料】

	時間区分	1～2H	2～3H	3～4H	4～5H	5～6H	6～7H
	介護度						
通常規模	1	369円	383円	486円	553円	622円	715円
	2	398円	439円	565円	642円	738円	850円
	3	429円	498円	643円	730円	852円	981円
	4	458円	555円	743円	844円	987円	1137円
	5	491円	612円	842円	957円	1120円	1290円

【加算料金】

- 入浴介助加算 1 40円/日
- 入浴介助加算 2 60円/日
- リハビリテーションマネジメント加算 イ
 - ・開始月から6月以内 560円/月
 - ・開始月から6月超 240円/月
- リハビリテーションマネジメント加算 ロ
 - ・開始月から6月以内 593円/月
 - ・開始月から6月超 273円/月
- 短期集中個別リハビリテーション実施加算 110円/日
- 重度療養管理加算 100円/日
- 中重度者ケア体制加算 20円/日
- 送迎減算 -47円/片道
- 退院時共同指導加算 600円/回
- 移行支援加算 12円/日
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18円/日
- 科学的介護推進体制加算 40円/月
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に8.6%を乗じた金額。

4-2. 指定介護予防通所リハビリテーション

【基本利用料】

- 要支援1 2,268円/月
- 要支援2 4,228円/月

※利用開始月から12か月を超えた場合

要件を満たした場合 減算なし

要件を満たさなかった場合

要支援1 -120円/月

要支援2 -240円/月

【加算料金】

- 科学的介護推進体制加算 40円/月
- 退院時共同指導加算 600円/回
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1 72円/月
要支援2 144円/月

- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に8.6%を乗じた金額。

4-3. 介護保険適用外

- 食事代(食材料費と調理費相当・おやつ代55円込み) 589円
 - ・キャンセルについて
 - 前日9時までには連絡がない場合は、実費負担となります。
- コーヒー代 55円(希望者のみ)
- レクリエーション雑費 実費分
- 紙おむつ代 実費分
- その他 医療処置等に係る衛生材料費等 実費分

指定地域密着型通所介護重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

1. 事業者の概要

- (1) 事業者の名称 たんぽぽ苑
- (2) 事業所番号 3071800142
- (3) 事業所在地 和歌山県岩出市西安上267番地
- (4) 電話番号 0736-62-7200
- (5) 管理者 宮井 伴起
- (6) 利用時間帯 月～土 9:00～16:00 (祝祭日はサービス有り)
年末年始(12/30～1/3)休業
- (7) 利用定員 地域密着型通所介護 18名
通所型サービスA 7名
- (8) 実施地域 岩出市

2. 職員の体制

介護保険法による人員基準に基づき、下記の職種の職員が勤務しております。

管理者	常勤兼務	1名	
生活指導員	常勤専従	1名	
	常勤兼務	1名	非常勤兼務 1名
看護職員	非常勤兼務	3名	
機能訓練指導員	非常勤兼務	3名	
介護職員	非常勤兼務	5名	

3. 運営の基本方針

3-1. 地域密着型通所介護事業

通所介護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

3-2. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防通所介護相当サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

通所型サービスAは、レクリエーションや閉じこもり予防等を中心とし、その利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。

4. 利用料

下記料金（4-4は除く）について、介護報酬単価の1割負担分を記載しております。一定の所得のある方は、2割又は3割負担となります。（介護負担割合証の提示をお願いします。）

4-1. 指定地域密着型通所介護

【基本利用料】

	時間区分	3～4H	4～5H	5～6H	6～7H	7～8H	8～9H
	介護度						
地域密着型通所介護	1	416円	436円	657円	678円	753円	783円
	2	478円	501円	776円	801円	890円	925円
	3	540円	566円	896円	925円	1032円	1072円
	4	600円	629円	1013円	1049円	1172円	1220円
	5	663円	695円	1134円	1172円	1312円	1365円

【加算料金】

- 入浴介助加算1 40円/日
- 入浴介助加算2 55円/日
- 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200円/月
（個別機能訓練加算を算定している場合は、100円/月）
- 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56円/日
- 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20円/日
- 送迎減算 -47円/片道
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18円/日
- 科学的介護推進体制加算 40円/月
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に9.2%を乗じた金額。

4-2. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防通所介護相当サービス

【基本利用料】

- 事業対象者、要支援1 1,798円/月
- 要支援2 3,621円/月

【加算料金】

- 生活機能向上連携加算 200円/月
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - 要支援1 72円/月 要支援2 144円/月
- 介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)

基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に9.2%を乗じた金額。

4-3. 介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービスA

基本利用料

※下記料金表(基本サービス費)は、介護報酬単価の1割負担分を記載しております。一定の所得のある方は、2割又は3割負担となります。(介護負担割合証の提示をお願いします。)

- 2時間以上3時間未満 260円/回
- 3時間以上 325円/回

利用回数については、岩出市の指針により下記の回数を上限とします。

- ① 事業対象者、要支援者1 月 5回まで
- ② 要支援2 月 10回まで

※ 介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAの利用回数について

厚生労働省若しくは岩出市の指針により、介護支援専門員が適正と考える利用回数(ケアプランで計画されている利用回数)を超えてのサービス利用を希望される場合は、介護予防サービスの特性及び、事業所の空き状況等を勘案し協議を行い、自費サービスにてご利用をお願いすることがあります。

4-4. 介護保険適用外

- 食事代(食材料費と調理費相当・おやつ代55円込み) 686円

・キャンセルについて

前日9時までに連絡がない場合は、実費負担となります。

・特別メニュー

疾患等により特別にメニュー提供させて頂く場合、別途料金を頂くことがあります。

- レクリエーション雑費 実費分
- 紙おむつ代 実費分
- その他 医療処置等に係る 医療材料費等 実費

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

1. 事業者の概要

- (1) 事業者の名称 あじさい苑
- (2) 事業所番号 3091800023
- (3) 事業所在地 和歌山県岩出市西安上273番地
- (4) 電話番号 0736-67-7005
- (5) 代表者 富田 恭代
- (6) 管理者 月田 真穂
- (7) 利用時間帯 24時間365日体制にて事業を実施しています。
 - 【通いサービス】 6:00～21:00
 - 【宿泊サービス】 21:00～6:00
 - 【訪問サービス】 24時間
- (8) 登録定員 29名
- (9) 利用定員通いサービス 18名
宿泊サービス 7名
※緊急時など必要に応じて定員枠を超え対応いたします。
- (10) 実施地域 岩出市

2. 職員の体制

介護保険法による人員基準に基づき、下記の職種の職員が勤務しております。

管理者	常勤兼務	1名		
介護支援専門員	非常勤専従	1名		
看護師	非常勤兼務	3名		
介護職員	常勤兼務	1名		
	非常勤専従	13名	非常勤兼務	7名

3. 運営の基本方針

3-1. 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援いたします。

3-2. 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものです。

4. 利用料

4-1. 指定小規模多機能型居宅介護

基本利用料

※下記料金表(基本サービス費)は、介護報酬単価の1割負担分を記載しております。一定の所得のある方は、2割又は3割負担となります。(介護負担割合証の提示をお願いします。)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

※上記の料金表は、通い・宿泊・訪問サービスに付帯する送迎・入浴料金は基本料金に含まれております。

※ 月途中から登録した場合又は月途中で登録を終了した場合には登録した期間に応じて日割りした料金になります。

※ 区分支給限度額内で利用できるその他の介護保険サービス

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与

加算料金

- 初期加算 30日を限度に1日につき 30円/日
登録日から起算して30日以内の期間。また30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。
- 若年性認知症利用者受入加算 800円/月
(要支援1・2の場合は450円/月)
- 認知症加算
 - 認知症加算 (I) 920円/月
 - 認知症加算 (II) 890円/月
 - 認知症加算 (III) 760円/月
 - 認知症加算 (IV) 460円/月
- 総合マネジメント体制強化加算
 - 総合マネジメント体制強化加算 (I) 1,200円/月
 - 総合マネジメント体制強化加算 (II) 800円/月
- 介護職員等処遇改善加算 (II)
基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に14.6%を乗じた金額。

4-2. 短期利用居宅介護

【基本利用料】

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
424 円	531 円	572 円	640 円	709 円	777 円	843 円

※利用者の状態や利用者の家族等の事情により、緊急に利用することが必要であると認められた場合であって、かつ登録者に対するサービス提供に支障がない場合、7日以内で利用することが出来ます。

※上記料金表には送迎料金等は基本料金に含まれています。

【加算料金】

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に14.6%を乗じた金額。

4-3. 【介護保険適用外】

食事代（食材料費と調理費相当）

朝食 396円 昼食 666円 夕食 726円

・キャンセルについて

前日9時までに連絡がない場合は、実費負担となります。

・特別メニュー

疾患等により特別にメニュー提供させて頂く場合、別途料金を頂くことがあります。

- | | |
|--|--------|
| <input type="checkbox"/> 宿泊料金 | 1,900円 |
| <input type="checkbox"/> 洗濯に係る部材費等 | 500円 |
| <input type="radio"/> レクレーション雑費 | 実費分 |
| <input type="radio"/> 紙おむつ代 | 実費分 |
| <input type="radio"/> その他 医療処置等に係る医療材料費等 | 実費分 |

共通事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 富田会
- (2) 所在地 岩出市紀泉台2番地
- (3) 電話番号 0736-62-1522
- (4) 代表者名 理事長 富田 崇文

2. サービス計画書

各事業所は、利用者に係る居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画等に基づき、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた計画書を作成し、交付いたします。

3. 介護保険被保険者証及び介護保険負担者割合証について

サービスの利用開始時、介護度の変更及び更新等のあった際は、介護保険被保険者証及び介護保険負担者割合証を各サービス担当者に提示してください。

4. 利用料について

- (1) 各サービスの利用料等の請求につきましては、サービス提供翌月の10日以降に請求書を送付致します。
- (2) 利用料はサービスを受けた翌月末までにお支払い願います。お支払いの方法は、原則として口座振替サービス等をご利用下さい。
ただし、要支援・要介護認定の結果が出ていない方についてはその月に請求できない為、結果が出次第、ご請求させていただきます。

取扱い指定金融機関 … 紀陽銀行・郵便局

口座振替日は毎月27日（金融機関営業日より異なる場合あり）

5. キャンセルについて

サービス実施日の提供時間前までに、遅滞なく各事業所あてに電話等で連絡をお願いします。

6. 苦情に対する窓口

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を設置しています。サービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応いたします。

相談担当者 宮井 伴起 0736-62-7200

また、下記の国民健康保険連合会及び各市町村窓口でも受け付けして頂く事ができます。

国民健康保険連合会 073-427-4662

和歌山県庁	介護サービス指導課	073-441-2527
和歌山市	介護保険課	073-432-0001
岩出市	保険介護課 介護保険係	0736-62-2141
紀の川市	高齢介護課	0736-77-2511

7. 事故発生時の対応について

サービス実施中に利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者・事故対応の担当者に報告し対応しております。

事故対応担当者 宮井 伴起 0736-62-7200

【地域密着型サービス】

8. 運営推進会議について

地域に開かれたサービスとすることで、質の確保を図る目的として運営推進会議を設置し、定期的に活動の報告など行うこととしています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、岩出市職員、地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業、小規模多機能型居宅介護及びについて知見を有する者

開催：隔月で開催（地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業についてはおおむね半年に1回）

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

9. 個人情報の使用について

下記に記載するところにより、利用者及び利用者の家族の個人情報について、必要最小限の範囲内で使用します。また、従業者はサービスを提供する上で、知り得た利用者及び家族に関する事柄等の秘密保持を義務付けております。

(1) 使用目的

- ① 利用者のための居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施される「サービス担当者会議」、または居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画に定められた介護支援専門員や保健師、関連するサービス事業者及び主治医やインフォーマルサービス提供者との「連絡調整」等において必要な場合。
- ② 利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、主治医等の医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(2) 使用する期間

居宅サービス及び介護予防サービス計画において、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の位置づけられている期間まで。

(3) 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当っては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うものとする。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録するものとする。
- ③ 利用者及び家族から依頼があった際のサービス提供記録・サービス計画の開示。

10. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。(ただし、消耗品等の劣化等により、破損等した場合は除きます。)
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対する暴言・暴力、嫌がらせや誹謗中傷などの迷惑行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為があった場合、サービスの中断や契約を解除することがあります。
- (3) 感染症の蔓延、地震、大雨、台風、大雪等の悪天候の際には、サービス提供について休止あるいは日時の調整を依頼する場合があります。(事前にご連絡いたします。)
- (4) 所持品は、自己の責任で管理してください。
- (5) サービス従事者又は他の利用者に対する宗教活動及び政治活動の禁止。
- (6) 決められた以外の物品の持ち込み。

説 明 書 の 確 認

事 業 者 名	所 在 地	和歌山県岩出市紀泉台2番地
	法 人 名	医療法人 富田会
	代 表 者 名	理事長 富田 崇文
	該当する事業所 (サービス名) 該当事業所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入	<input type="checkbox"/> コスモス苑 (介護予防) 通所リハビリテーション ※第三者評価の実施状況 (なし)・有り [実施した直近の年月日: 実施した評価機関: 結果の開示状況:]
	<input type="checkbox"/> たんぽぽ苑 地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 ※第三者評価の実施状況 (なし)・有り [実施した直近の年月日: 実施した評価機関: 結果の開示状況:]	
	<input type="checkbox"/> あじさい苑 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 短期利用居宅介護 ※第三者評価の実施状況 (なし)・有り [実施した直近の年月日: 実施した評価機関: 結果の開示状況:]	

別紙内容の説明を事業者から受け、サービス利用及び個人情報の使用について承諾しました。
 ※当説明書はサービス終了時まで保管するものとします。

利 用 者

住 所 _____

署 名 _____

家族代表・代理人

署 名 _____ (続 柄) _____

サービス契約の締結に当たり、重要事項及び個人情報の使用について説明しました。

令和 年 月 日

説明者自署 _____